

＜参 考 2＞

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法第4条に係る労働基準局関係法令等

労働基準法関係

条文	義務内容	期日等
第18条第2項 ・労働基準法施行規則第57条第3項	預金管理状況の報告	4月30日
第23条	退職時等の金品の返還	権利者の請求から7日以内
第24条	賃金の支払	毎月1回以上
第96条 ・建設業附属寄宿舎規程第12条の2	避難等の訓練	寄宿舎の使用を開始した後6ヶ月以内に1回
第104条の2 ・労働基準法施行規則第57条第2項	休業4日未満の傷病報告	1月～3月、4月～6月、7月～9月、10月～12月の各期間における最後の月の翌月末日

賃金の支払の確保等に関する法律

条文	義務内容	期日等
第3条 ・賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第2条第2項第3号	労働者の預金の管理に関する状況の預金保全委員会への報告	3月以内ごとに1回

労働安全衛生法

条文	義務内容	期日等
第10条 ・安衛則第2条第1項	総括安全衛生管理者の選任	14日以内
第11条 ・安衛則第4条第1項第1号	安全管理者の選任	14日以内
第12条第1項 ・安衛則第7条第1項第1号	衛生管理者の選任	14日以内
第12条の2 ・安衛則12条の3第1号	安全衛生推進者等の選任	14日以内
第13条第1項 ・安衛則第13条第1項第1号	産業医の選任	14日以内 (やむを得ない場合の許可あり)
・安衛則第15条第1項	産業医の定期巡視	毎月1回以上
第17条 ・安衛則23条第1項	安全委員会の開催	毎月1回以上
第18条第1項 ・安衛則第23条第1項	衛生委員会の開催	毎月1回以上
第19条 ・安衛則23条第1項	安全衛生委員会の開催	毎月1回以上
第39条第1項 ・クレーン則第59条第3項	移動式クレーンの設置者の異動による移動式クレーン検査証書替申請書	異動後10日以内
・ゴンドラ則第8条第3項	同ゴンドラ検査証書替申請書	同上
第39条第2項 ・クレーン則第9第3項	クレーンの設置者の異動等によるクレーン検査証書替申請書	同上
・クレーン則第99第3項	同デリック検査証書替申請書	同上
・クレーン則第143第3項	同エレベーター検査証書替申請書	同上
・クレーン則第177第3項	同建設用リフト検査証書替申請書	同上

第45条第1項		
・安衛則第134条の3第1項	動力プレスの定期自主検査	1年に1回
・安衛則第135条第1項	シャワーの定期自主検査	同上
・安衛則第141第1項	動力遠心機械の定期自主検査	同上
・安衛則第151の21	フォークリフトの定期自主検査	同上
・安衛則第151の22	フォークリフトの定期自主検査	1月に1回
・安衛則第151の31	ショベルローダーの定期自主検査	1年に1回
・安衛則第151の32	ショベルローダーの定期自主検査	1月に1回
・安衛則第151の38	ストラドスキャリヤーの定期自主検査	1年に1回
・安衛則第151の39	ストラドスキャリヤーの定期自主検査	1月に1回
・安衛則第151の53	不整地運搬車の定期自主検査	2年に1回
・安衛則第151の54	不整地運搬車の定期自主検査	1月に1回
・安衛則第167条	車両系建設機械の定期自主検査	1年に1回
・安衛則第168条	車両系建設機械の定期自主検査	1月に1回
・安衛則第194条の23	高所作業車の定期自主検査	1年に1回
・安衛則第194条の24	高所作業車の定期自主検査	1月に1回
・安衛則第228条	電気機関車等の定期自主検査	3年に1回
・安衛則第229条	電気機関車等の定期自主検査	1年に1回
・安衛則第230条	電気機関車等の定期自主検査	1月に1回
・安衛則第276条	化学設備の定期自主検査	2年に1回
・安衛則第299条	乾燥設備の定期自主検査	1年に1回
・安衛則第317条	アセチレン溶接装置の定期自主検査	1年に1回
・安衛則第351条	絶縁用保護具等の定期自主検査	6月に1回
・ボイラー則第32条	ボイラーの定期自主検査	1月に1回
・ボイラー則第67条	第一種圧力容器の定期自主検査	1月に1回
・ボイラー則第88条	第二種圧力容器の定期自主検査	1年に1回
・ボイラー則第94条	小型ボイラーの定期自主検査	1年に1回
・クレーン則第34条	クレーンの定期自主検査	1年に1回

<ul style="list-style-type: none"> <li>・クレーン則第35条</li> <li>・クレーン則第76条</li> <li>・クレーン則第77条</li> <li>・クレーン則第119条</li> <li>・クレーン則第120条</li> <li>・クレーン則第154条</li> <li>・クレーン則第155条</li> <li>・クレーン則第192条</li> <li>・クレーン則第208条</li> <li>・クレーン則第209条</li> <li>・ゴンドラ則第21条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クレーンの定期自主検査</li> <li>移動式クレーンの定期自主検査</li> <li>移動式クレーンの定期自主検査</li> <li>デリックの定期自主検査</li> <li>デリックの定期自主検査</li> <li>エレベーターの定期自主検査</li> <li>エレベーターの定期自主検査</li> <li>建設用リフトの定期自主検査</li> <li>簡易リフトの定期自主検査</li> <li>簡易リフトの定期自主検査</li> <li>ゴンドラの定期自主検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1月に1回</li> <li>1年に1回</li> <li>1月に1回</li> <li>1年に1回</li> <li>1月に1回</li> <li>1年に1回</li> <li>1月に1回</li> <li>1月に1回</li> <li>1年に1回</li> <li>1月に1回</li> <li>1年に1回</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・有機則第20条</li> <li>・有機則第20条の2</li> <li>・鉛則第35条</li> <li>・特化則第30条</li> <li>・特化則第31条</li> <li>・電離則第18条の5</li> <li>・電離則第18条の6</li> <li>・粉じん則第17条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>局排の定期自主検査</li> <li>プッシュプル型換気装置の定期自主検査</li> <li>局排等の定期自主検査</li> <li>局排等の定期自主検査</li> <li>特定化学設備の定期自主検査</li> <li>透過写真撮影用ガンマ線照射装置の定期自主検査</li> <li>透過写真撮影用ガンマ線照射装置の定期自主検査</li> <li>局排等の定期自主検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年に1回</li> <li>1年に1回</li> <li>1年に1回</li> <li>1年に1回</li> <li>2年に1回</li> <li>1月に1回</li> <li>6月に1回</li> <li>1年に1回</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>第45条第2項</li> <li>・安衛則135条の3</li> <li>・安衛則151条の24</li> <li>・安衛則151条の56</li> <li>・安衛則169条の2</li> <li>・安衛則194条の26</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>動力プレスの特定自主検査</li> <li>フォークリフトの特定自主検査</li> <li>不整地運搬車の特定自主検査</li> <li>車両系建設機械の特定自主検査</li> <li>高所作業車の特定自主検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期自主検査と同じ</li> <li>定期自主検査と同じ</li> <li>定期自主検査と同じ</li> <li>定期自主検査と同じ</li> <li>定期自主検査と同じ</li> </ul>
第50条	登録製造時等検査機関の事業報告	事業年度経過後3月以内
第53条の3 (第50条の準用)	登録性能検査機関の事業報告	事業年度経過後3月以内
第54条 (第50条の準用)	登録個別検定機関の事業報告	事業年度経過後3月以内

第54条の2 (第50条の準用)	登録型式検定機関の事業報告	事業年度経過後3月以内
第65条第1項 ・安衛則第590条第1項 ・安衛則第592条第1項 ・安衛則第603条第1項 ・安衛則第607条第1項 ・安衛則第612条第1項 ・鉛則第52条第1項 ・特化則第36条第1項  ・有機則第28条第2項 ・電離則第54条第1項  ・電離則第55条  ・事務所則第7条 ・粉じん則第26条	作業環境測定(騒音) 作業環境測定(炭酸ガス) 作業環境測定(坑内通気量) 作業環境測定(気温、湿度) 作業環境測定(坑内の気温) 作業環境測定(鉛の気中濃度) 作業環境測定(第1類物質及び第2類物質の気中濃度) 作業環境測定(有機溶剤濃度) 作業環境測定(外部放射線による線量当量率又は線量当量) 作業環境測定(放射性物質の濃度) 作業環境測定(CO濃度等) 作業環境測定(粉じん)	6月に1回 1月に1回 半月に1回 半月に1回 半月に1回 1年に1回 6月に1回  6月に1回 1月(6月)に1回  1月に1回  2月に1回 6月に1回
第66条第1項 ・安衛則第44条第1項 ・安衛則第45条第1項  第66条第2項 ・有機則第29条第2項  ・有機則第29条第3項  ・四アルキル鉛則第22条  ・鉛則第53条第1項  ・鉛則第53条第3項  ・特化則第39条第1項  ・特化則第39条第2項	定期健康診断 特定業務従事者に対する健康診断  有機溶剤業務従事者に対する定期健康診断 有機溶剤業務従事者に対する定期健康診断(有機溶剤ごと) 四アルキル鉛業務従事者に対する定期健康診断 鉛業務従事者に対する定期健康診断 鉛業務従事者に対する定期健康診断(医師が必要と認めた場合の一定の項目) 特化物取扱業務従事者に対する定期健康診断 特化物取扱業務に従事したこと	1年に1回 6月に1回  6月に1回  6月に1回  3月に1回  6月(1年)に1回  6月(1年)に1回  6月(1年)に1回  6月(1年)に1回

<ul style="list-style-type: none"> <li>・電離則第56条第1項</li> <li>・電離則第56条第5項</li> <li>・高圧則第38条第1項</li> <li>・石綿則第40条第1項</li> <li>・石綿則第40条第2項</li> </ul>	<p>のある者に対する定期健康診断</p> <p>放射線業務従事者に対する定期健康診断</p> <p>第1項の健康診断の際、前回の健康診断の資料提出</p> <p>高圧室内業務又は潜水業務従事者に対する定期健康診断</p> <p>石綿業務従事者に対する定期健康診断</p> <p>石綿業務に従事したことがある者に対する定期健康診断</p>	<p>6月に1回</p> <p>6月に1回</p> <p>6月に1回</p> <p>6月に1回</p> <p>6月に1回</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>第66条第3項</li> <li>・安衛則第48条</li> </ul>	<p>酸等取扱業務従事者に対する定期健康診断</p>	<p>6月に1回</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>第66条の8</li> <li>・安衛則52条の3</li> </ul>	<p>長時間労働者に対する面接指導</p>	<p>労働者から申出があったとき、遅滞なく</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>第67条第4項</li> <li>・安衛則第58条</li> </ul>	<p>健康管理手帳保持者が氏名・住所を変更した際の書替え手続</p>	<p>変更後30日以内</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>第75条の7第2項</li> </ul>	<p>指定試験機関の事業報告</p>	<p>事業年度経過後3月以内</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>第77条(第50条の準用)</li> </ul>	<p>登録教習機関の事業報告</p>	<p>事業年度経過後3月以内</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>第100条第1項</li> <li>・安衛則第95条の6</li> <li>・安衛則第97条第2項</li> </ul>	<p>有害物ばく露作業報告の提出</p> <p>休業日数4日未満の死傷病報告</p>	<p>平成23年1月1日から同年3月31日まで</p> <p>3月31日まで(平成23年1月～3月分)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>第100条第2項</li> <li>・登録省令第9条第1項</li> <li>・登録省令第19条の10第10項</li> </ul>	<p>登録性能検査機関の性能検査の結果に関する報告</p> <p>登録型式検定機関の型式検定の結果に関する報告</p>	<p>性能検査を行った月の翌月末日まで</p> <p>事業年度において6月に1回</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>登録省令</li> <li>・第1条の2の20第2項</li> <li>・第1条の2の21</li> </ul>	<p>指定産業医研修機関の事業報告</p> <p>産業医研修の結果の報告</p>	<p>事業年度経過後3月以内</p> <p>事業年度経過後3月以</p>

・第1条の2の35第2項	指定産業医実習機関の事業報告	内 事業年度経過後3月以内
・第1条の2の36	産業医実習の結果の報告	内 事業年度経過後3月以内
・第19条の24の5	登録較正機関の登録の更新	登録後5年
・第19条の24の10	登録較正機関の財務諸表等の備付け	事業年度経過後3月以内
・第19条の24の21第5項	登録発破実技講習機関の実施結果報告	事業年度経過後1月以内
・第19条の24の36第5項	登録ボイラー実技講習機関の実施結果報告	事業年度経過後1月以内
・第101条	指定記録保存機関の事業報告	事業年度経過後3月以内

#### じん肺法

条文	権利内容	期日等
第8条	定期のじん肺健康診断	労働者の管理区分等に応じて1年又は3年に1回
第13条第3項	じん肺管理区分決定の申請を行った事業者への検査命令・物件提出命令に対する義務	都道府県労働局長が指定した期日まで
第15条第3項(第13条第4項の準用)	じん肺管理区分決定の申請を行った労働者への検査命令・物件提出命令に対する義務	都道府県労働局長が指定した期日まで
第22条	常時粉じん作業に従事しなくなった労働者に対する転換手当の支給	労働者が常時粉じん作業に従事しなくなってから7日以内

#### 作業環境測定法

条文	権利内容	期日等
第24条第3項	指定試験機関が作業環境測定士試験員を選任・変更したときの届出	選任・変更した日から15日以内
第26条第2項	指定試験機関の事業報告	事業年度経過後3月以内
第32条第3項(安衛法第	登録講習機関の事業報告	事業年度経過後3月以内

50条の準用)		
第32条の2第4項(第26条第2項の準用)	指定登録機関の事業報告	事業年度経過後3月以内
第34条第1項	作業環境測定機関の事業報告	事業年度経過後3月以内
第42条第2項 ・作環則第40条  ・作環則第49条	指定試験機関の試験結果の報告  登録講習機関の講習・研修結果の報告	試験を実施した日から2月以内  講習又は研修が終了した日の属する月の翌月末日まで